

太子町監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、財政援助団体監査の結果に関する報告に基づき、社会福祉法人 太子町社会福祉協議会長から措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 23 日

太子町監査委員 蓮 本 了 遠
同 長谷川 正 信

検討又は改善を要する事項	是正又は改善の状況
補助金額算定の根拠が補助金交付申請書において明確に示されていない。どの事業のどの人件費が該当するのかを明示して頂きたい。また、その金額が資金収支計算内訳表と対比できるようにして頂きたい。	今後、補助金の算定根拠を補助金交付申請書に明記するとともに、各事業における個々の職員の人件費案分表を添付し、資金収支計算書内訳表の内容欄に補助金対象となる費用が確認できるように改善します。
補助金申請の事務手続きにおいて内部決裁が行われていない。担当者が作成した資料を責任者が承認するという当たり前の事務手続きを厳守して頂きたい。	補助金申請額算出時の経過を法人内部で決裁し、責任者が承認する事務手続きを厳守するよう改善しました。
給与算定の誤りが発覚したが、これも給与事務を一人に任せてチェック機能が働かなかったことが原因である。前述の事務手続きを徹底して頂きたい。	給与事務の担当者を交代し二人体制でチェックし、責任者が承認する事務手続きを厳守するよう改善しました。
給与事務については、社会福祉協議会が自ら町の給与事務担当課へ出向いて改正等の情報を確実に把握、理解し、適正な給与算定を行って頂きたい。	今後、算定誤りが無いよう、当会の給与規定に基づき町条例に準じるものについては、町の給与事務担当課へ出向き改正等の情報を把握し、理解し、適正な算定を行うよう改善します。
給与算定に誤りがあったことに伴い、適正な補助金交付額と実際の補助金交付額に差異がある年度については、算出根拠を示した資料を社会福祉協議会から町監査委員へ提出するとともに社会福祉課にもあわせてその旨報告すること。	不適切な補助金等の返還を社会福祉課へ報告しました。